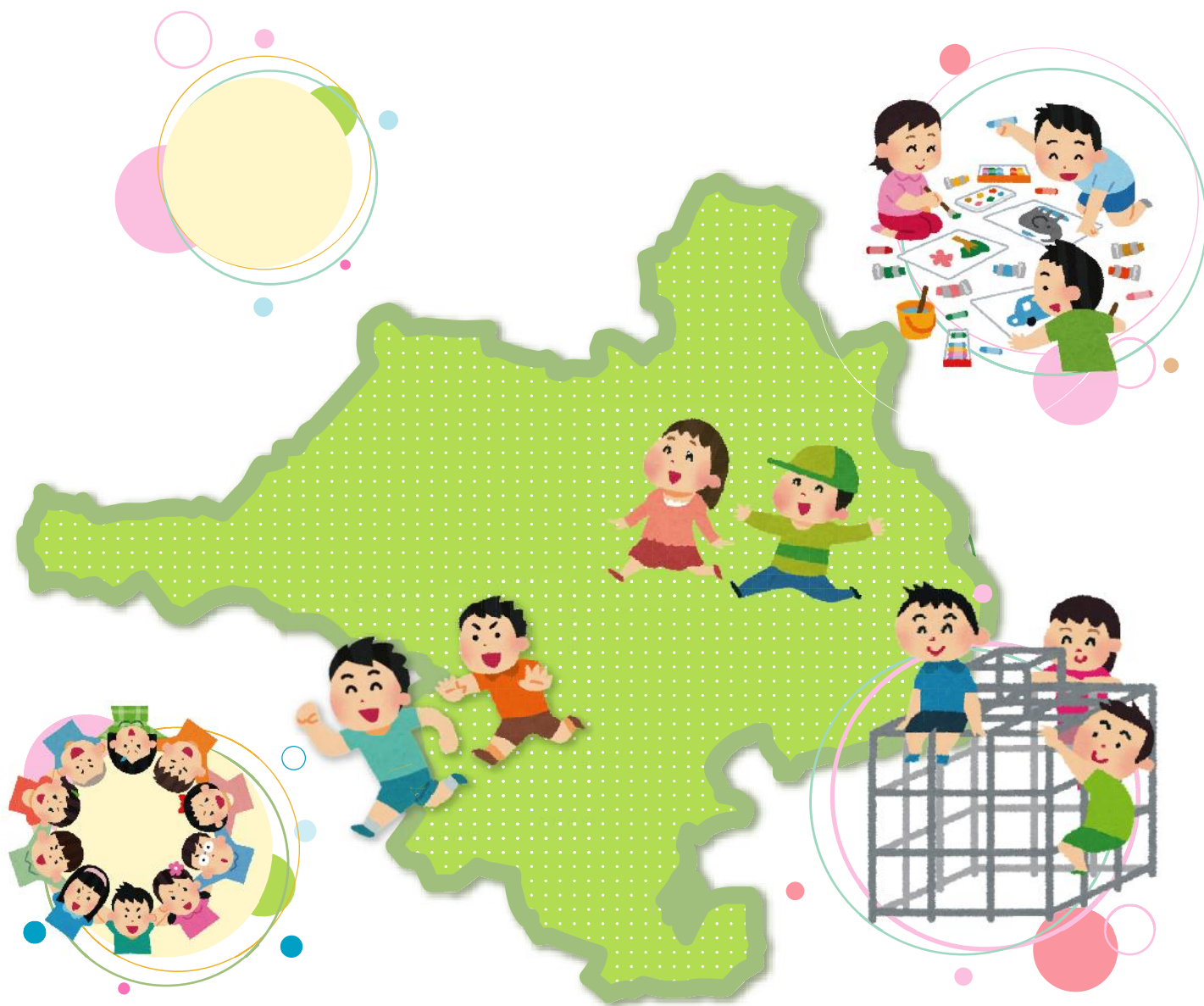


亀岡市 子ども・子育て支援事業計画

市民の宝「かめおかっこ」の
笑顔あふれるやさしいまち



平成 27 年 3 月
亀 岡 市



計画策定の趣旨

わが国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い確実に少子化が進んでおり、ライフスタイルの多様化に伴い未婚化・非婚化や晩婚化・晩産化も進行しています。また、本市においても人口減少・少子高齢化が進行しています。

そして、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立を感じる家庭は少なくありません。

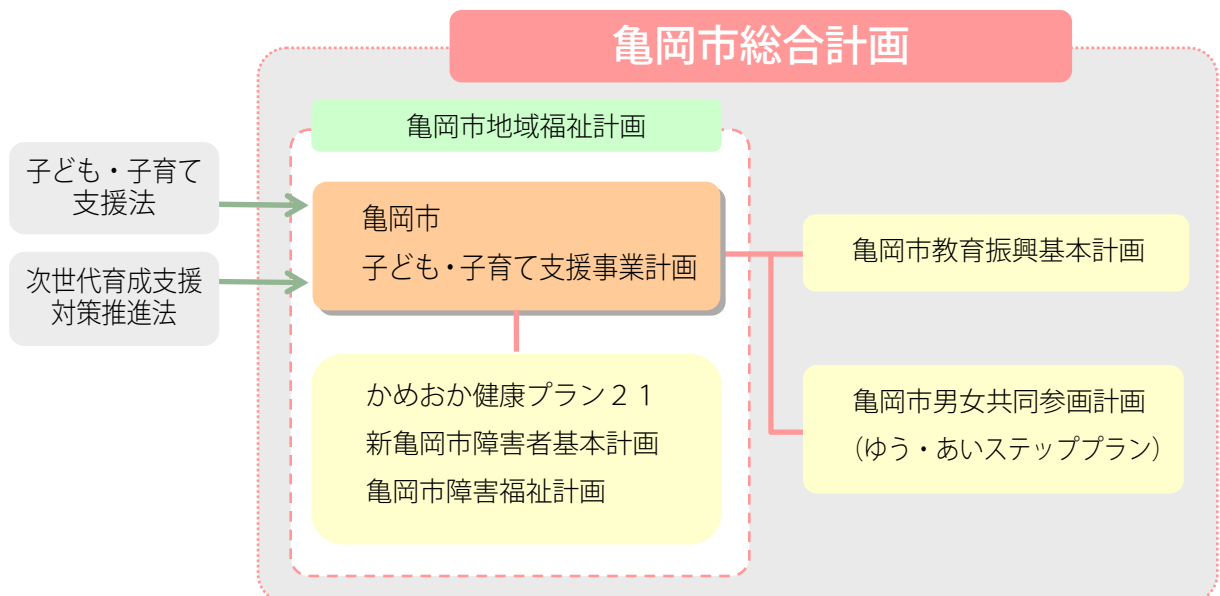
このような現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくことをめざした、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」のもと、本市では、すべての子どもの育ちとすべての子育て家庭の支援を行い、妊娠・出産から子育てまで切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが安全・安心で健やかに成長することができる環境を整備し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくため、亀岡市次世代育成支援行動計画を踏まえ、平成27年度から平成31年度までの5年を計画期間とした「亀岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく、市町村行動計画として位置づけるとともに、第4次亀岡市総合計画や関連の分野・部門別計画との整合、連携を図り策定しています。

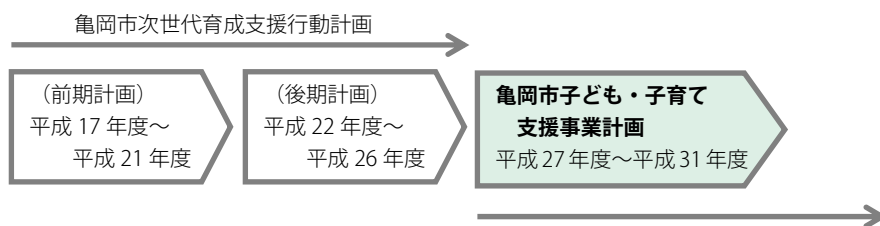
また、亀岡市次世代育成支援行動計画（後期計画）の考えや取り組みを踏襲し、本市における子ども・子育て支援事業や母子保健事業を総合的に推進していく計画として、この計画を位置づけます。

【 他計画との関連 】



計画の期間

この計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とします。



基本理念

本市のめざす将来像として、『市民の宝「かめおかっこ」の笑顔あふれるやさしいまち』を基本理念とします。

市民の宝「かめおかっこ」の
笑顔あふれるやさしいまち



基本的な視点

子どもの育ちの視点

親としての育ちの視点

地域での支え合いの視点

子育て環境の充実の視点

施策の体系

この計画は、基本理念を実現するため、6つの基本目標で構成されています。

【基本理念】 【基本的な視点】

【基本目標】

【施策の方向性】

市民の宝「かめおかっこ」の笑顔あふれるやさしいまち

子どもの
育ちの視点

親としての
育ちの視点

地域での
支え合いの視点

子育て環境の
充実の視点

1 地域ぐるみで
子育てを支援する

- (1) 地域における子育て支援体制の充実
- (2) 子育て支援のネットワークづくり
- (3) 各種情報の提供、相談活動の充実
- (4) 安全・安心な居場所づくり

2 親と子どもの
健康を支援する

- (1) 健康増進、食育の推進、病気の予防
や早期発見、思春期保健対策の実施
- (2) 妊娠期からの継続的な支援の推進

3 子どもの学びや
遊びを支援する

- (1) 子どもの個性を大切にした教育の充実
- (2) 家庭や地域の教育力の向上
遊び場・居場所づくりの支援
- (3) 次代の親の育成支援

4 子育てしやすい
安全でやさしい
まちづくり

- (1) 子育てを支援する生活環境の整備
- (2) 子ども安全見守り活動の充実

5 仕事と子育ての
両立を支援する

- (1) 働き方の見直しに向けた広報・啓発
などの推進
- (2) 保育所（園）整備・子育て支援の展開
- (3) 多様な保育サービス提供体制の確保

6 子どもの人権を
大切にする
まちづくり

- (1) すべての子どもの人権が尊重される
まちづくりの推進
- (2) 児童虐待の発生予防、早期発見・対応
- (3) ひとり親家庭に対する支援の充実
- (4) 障害のある子どもに対する支援の充実
- (5) 不登校・ひきこもり児童に対する支援

基本目標1 地域ぐるみで子育てを支援する

【施策の方向性】

- 地域において子育てを支援する体制の充実に取り組みます。
- 地域における子育て支援ネットワークづくりや人材育成に努めます。
- 妊娠・出産・子育てに関する各種の情報提供、相談活動の充実を図ります。
- 地域において、親子などが気軽に遊んだり、集い交流することのできる安全・安心な居場所づくりを進めます。

【施策・事業】

- 地域子育て支援拠点事業
- かめおかっこ出前ひろば事業
- 園庭開放・学校開放
- ファミリー・サポート・センター事業
- 一時預かり事業
- 子育て支援ネットワーク及び人材育成の推進
- 子育てに関する情報の提供
- 子育てに関する相談体制の充実
- 利用者支援
- 子どもが安全に遊べる公園・広場などの確保
- 婚活支援

基本目標2 親と子どもの健康を支援する

【施策の方向性】

- 子どもや親の健康の確保・増進、食育の推進、病気の予防や早期発見、思春期保健対策に継続的に取り組みます。
- 小児医療体制の確保など、妊娠期からの継続的な支援を推進します。

【施策・事業】

- 乳幼児健康診査事業
- 妊娠期からの支援の推進
- 訪問事業
- 相談・教室事業
- 親子の保健に関する情報の提供
- 食育の推進
- 思春期保健対策の推進
- 小児医療・周産期医療の整備
- 経済的負担の軽減

基本目標3 子どもの学びや遊びを支援する

1 子どもの個性を大切にした教育の充実

【施策の方向性】

- 幼児教育においては、遊びを学びの中心に置き、その充実を図ります。
- 小中学校教育においては、基礎・基本を徹底し、知識・技能を活用する力を育て、一人ひとりの個性を伸ばす教育の充実を進めます。

【施策・事業】

- 確かな学力を育む教育の推進
- 特別支援教育の推進
- 読書活動の推進
- 保・幼・小・中の連携
- 学校施設の整備

2 家庭や地域の教育力の向上、遊び場・居場所づくりの支援

【施策の方向性】

- 家庭の教育力の向上に向けた情報提供などの取り組みを進めます。
- 地域の教育力の向上に向けた世代間交流などの取り組みを支援します。
- 児童の健全育成に参加意欲のある地域の人材や多様な地域資源の活用を図りながら、多世代での交流や集いの場づくりに努めます。

【施策・事業】

- 家庭教育の支援
- 男女共同参画意識の啓発
- 心の教育推進事業の推進
- 地域における世代間交流の推進
- 子どもの社会参加機会の充実
- 子どもの遊び場・居場所づくりの支援
- 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

3 次代の親の育成支援

【施策の方向性】

- 児童の健全育成に向けて、教育・啓発を進めるとともに、相談体制の充実を図ります。
- 乳幼児や妊産婦とのふれあいの機会の確保に向けて、取り組みを進めます。

【施策・事業】

- 教育相談事業
- 性や生命に対する正しい知識の普及
- 思春期の心と体についての相談体制の整備
- 健康教育の推進
- 子どもたちが乳幼児とふれあう機会の提供
- 人権教育の充実

基本目標4

子育てしやすい安全でやさしいまちづくり

【施策の方向性】

- 安全な道路交通環境の整備、公共施設などにおける「子育てバリアフリー」の推進など、子育てを支援する生活環境の整備を図ります。
- 地域ぐるみで子どもを守り育てる、子ども安全見守り活動の充実を進めます。

【施策・事業】

- 子どもの事故予防の推進
- 子育てバリアフリーの推進
- 安全な道路交通環境の整備
- 子どもの交通安全の推進
- I S S 活動の推進
- 学校施設などの安全点検
- 学校安全対策事業
- 学校安全メール
- 地域ぐるみで子どもを守り育てる活動の推進
- 子どもが安全に遊べる公園・広場などの確保

基本目標5

仕事と子育ての両立を支援する

【施策の方向性】

- 国・京都府及び労働分野との連携、事業所との協働のもとに、仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の見直しを図るため、広報・啓発などを推進します。
- 仕事と子育ての両立支援のための保育所（園）などの基盤整備や、多様な働き方に対応した子育て支援の展開に努めます。
- 利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえながら、延長保育や病児・病後児保育、一時預かり事業の充実など多様な保育サービスの提供体制を確保します。

【施策・事業】

- 仕事と子育ての両立の推進
- 通常保育事業
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 休日保育事業
- 放課後児童健全育成事業
- 保育所（園）整備と適正配置
- 保育所（園）の広域入所の整備

基本目標6 子どもの人権を大切にするまちづくり

【施策の方向性】

- すべての子どもの人権が尊重されるまちづくりを進めます。
- 児童虐待防止に取り組む関係機関とのネットワークを充実し、児童虐待の発生予防や早期発見、早期対応を推進します。
- ひとり親家庭の自立と生活の安定のための相談体制の充実や、支援制度の情報提供に努めます。
- 障害のある子どもに対する支援を充実し、様々なサービスなどを組み合わせた生活支援を図ります。
- 不登校やひきこもりなど、様々な事情で学校へ行くことのできない子どもへの支援に努めます。

【施策・事業】

- 子どもの人権の意識啓発
- 児童虐待防止対策の充実
- ひとり親家庭などへの支援の推進
- 障害のある子どもなどへの支援
- いじめ、不登校などに関する相談の実施
- 被害に遭った子どもの保護の推進

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

平成 27 年度からスタートする子ども・子育て支援新制度では、市町村において 5 年を 1 期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、幼稚園や保育所（園）などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

- 「量の見込み」は、「認定区分」、「家庭類型」などから算出します。
- 全国共通で「量の見込み」を算出する項目があります。

① 教育・保育の量の見込み

対象事業	(認定区分)		事業の対象家庭
教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭
保育認定	幼稚園	2号認定	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭
保育認定	認定こども園 保育所（園）		
保育認定	認定こども園 保育所（園） 地域型保育	3号認定	ひとり親家庭 共働き家庭

② 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

対象事業	対象家庭
時間外保育事業（保育所（園）延長保育）	ひとり親家庭 共働き家庭
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）	ひとり親家庭 共働き家庭
子育て短期支援事業 （ショートステイ） （トワイライトステイ）	すべての家庭
地域子育て支援拠点事業	すべての家庭
一時預かり事業 （幼稚園在園児対象の一時預かり）	専業主婦(夫)家庭
一時預かり事業 （その他）	ひとり親家庭 共働き家庭
病児・病後児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	すべての家庭

※ なお、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）については、同事業に係る独自アンケート調査の結果も踏まえて「量の見込み」の算出を行っています。

教育・保育の量の見込み並びに提供体制の 確保の内容及びその実施時期

幼稚園、保育所（園）、認定こども園事業

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の見込み	1 号 認 定		827 人	810 人	792 人	789 人	775 人
	2号認定	教育希望が強い	86 人	85 人	83 人	82 人	81 人
		上記以外	1,213 人	1,188 人	1,163 人	1,158 人	1,138 人
	3号認定	1・2歳保育が必要	694 人	682 人	672 人	661 人	651 人
		0歳保育が必要	110 人	108 人	106 人	105 人	103 人
提供量（※）	1 号 認 定						
	2号認定	教育希望が強い	1,240 人	1,240 人	1,240 人	1,240 人	1,240 人
		上記以外	1,601 人	1,601 人	1,601 人	1,601 人	1,601 人
	3号認定	1・2歳保育が必要	700 人	700 人	700 人	700 人	700 人
		0歳保育が必要	150 人	150 人	150 人	150 人	150 人

※ 特定教育・保育施設（幼稚園、保育所（園）、認定こども園）、特定地域型保育事業（小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育）



地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

事業名	ニーズ量 提供量		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
時間外保育 事業	見 込 み 量		663 人	651 人	639 人	633 人	622 人
	実 施 箇 所 数 (確保方策)		8 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所
	提 供 量		729 人	716 人	702 人	696 人	684 人
放課後児童 健全育成 事業	見 込 み 量	1～3年生	743 人	741 人	737 人	709 人	680 人
		4～6年生	227 人	238 人	248 人	235 人	229 人
	実 施 箇 所 数 (確保方策)		28 箇所	31 箇所	34 箇所	37 箇所	40 箇所
	提 供 量	1～3年生	743 人	741 人	737 人	709 人	680 人
		4～6年生	実人数 148 人 年間平均 23 人	実人数 259 人 年間平均 40 人	実人数 352 人 年間平均 54 人	実人数 335 人 年間平均 136 人	実人数 325 人 年間平均 229 人
	子育て短期 支援事業	見 込 み 量		204 人	200 人	196 人	194 人
実 施 箇 所 数 (確保方策)		1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
提 供 量		204 人	200 人	196 人	194 人	191 人	
地域子育て 支援拠点 事業	見 込 み 量		37,694 人	37,044 人	36,482 人	35,955 人	35,375 人
	実 施 箇 所 数 (確保方策)		5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所
	提 供 量		37,694 人	37,044 人	36,482 人	35,955 人	35,375 人
幼稚園にお ける一時預 かり事業	見 込 み 量		130 人/日	130 人/日	130 人/日	130 人/日	130 人/日
	実 施 箇 所 数 (確保方策)		5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所
	提 供 量		130 人/日	130 人/日	130 人/日	130 人/日	130 人/日
保育所（園）、 ファミリー・ サポート・セ ンターなどに おける一時預 かり事業	見 込 み 量		6,852 人	6,725 人	6,607 人	6,537 人	6,429 人
	実 施 箇 所 数 (確保方策)		7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所
	提 供 量		6,500 人	6,500 人	6,500 人	6,500 人	6,500 人
病児・病後児 保育事業	見 込 み 量		5,348 人	5,259 人	5,178 人	5,127 人	5,055 人
	実 施 箇 所 数 (確保方策)		4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所
	提 供 量		5,348 人	5,259 人	5,178 人	5,127 人	5,055 人
ファミリ ー・サポー ト・センター (就学児のみ)	見 込 み 量		2,475 人	2,457 人	2,449 人	2,415 人	2,404 人
	実 施 箇 所 数 (確保方策)		1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	提 供 量		2,475 人	2,457 人	2,449 人	2,415 人	2,404 人
利用者支援 事業	実 施 箇 所 数 (確保方策)		3 箇所	4 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所
妊婦健康 診査	見 込 み 量		743 人	729 人	718 人	710 人	696 人
	実 施 体 制 (確保方策)		実施機関：亀岡市／実施体制：委託医療機関などにおいて実施				
乳児家庭全 戸訪問事業	見 込 み 量		675 人	663 人	653 人	645 人	633 人
	実 施 体 制 (確保方策)		実施機関：亀岡市／実施体制：保健師、助産師などによる訪問				
養育支援 訪問事業	見 込 み 量		86 人	86 人	85 人	84 人	83 人
	実 施 体 制 (確保方策)		実施機関：亀岡市／実施体制：保健師、助産師などによる訪問				

施策の実施状況の点検

この計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について適宜把握するとともに、「亀岡市子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検・評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

なお、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量（見込み量）と確保方策（提供量）を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向などを鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。

亀岡市子ども・子育て支援事業計画 概要版

平成 27 年 3 月

発行 亀岡市

編集 亀岡市 健康福祉部 子育て支援課

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神 8 番地

T E L : 0771-22-3131

F A X : 0771-24-3070